

目次

- 市で処理できるもの・市で処理できないもの …………… 1 ㊦
- 町別収集日程一覧 …………… 2 ㊦
- 市で処理できるもの
 - 燃やすごみ … 3 ㊦ 埋立てごみ … 4 ㊦ 資源ごみ … 5～10 ㊦
 - 粗大ごみ … 11～12 ㊦ 指定ごみ袋および料金シール取扱店 … 13 ㊦
 - 自己搬入するもの …… 14 ㊦
- 市で処理できないもの
 - リサイクル対象品 …………… 15～16 ㊦
- ごみの減量化に向けた制度 …………… 17 ㊦
- ごみステーションの設置・利用、一般廃棄物の収集運搬 …… 18 ㊦



市で処理できるもの

燃やすごみ

生ごみ類、繊維・皮革類、紙類、草・木類、その他

埋立てごみ

陶磁器・ガラス類、プラスチック製品類、金属類、その他

資源ごみ

- プラスチック製容器包装（プラマーク付きの容器・包装）
- ペットボトル（PETマーク付きの食料・飲料用）
- 空きカン（アルミマークかスチールマーク付きの食料・飲料用）
- 空きビン（食料・飲料用）
- スプレー缶・ライター
- 乾電池（マンガン電池、アルカリ電池、リチウム1次電池）
- 使用済小型家電
- 水銀体温計・水銀血圧計
- 紙パック（紙パックマーク付きの飲料用）
- 蛍光灯（スターター型、ラピッドスタート型、高周波点灯型で長さ120cm（40W）までの直管・円管）

粗大ごみ

家具、建具、家電製品、趣味用品、スポーツ用品、レジャー用品など

自己搬入するもの

一時多量ごみ、死亡動物（50cm角の段ボール箱に入るもの）

市で処理できないもの

リサイクル対象品

自動車、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、オートバイ、パソコン、消火器、タイヤ、鉛バッテリー、小型二次電池など

処理困難物

自動車部品、農機具、建築廃材、薬品、廃油、塗料、大型金庫、ピアノなど

死亡動物

50cm角の段ボール箱に入らないもの

産業廃棄物

事業所から発生する金属類やプラスチック類などの産業廃棄物

※土砂・石などはごみではありませんので市では引き取れません。

※有害性のあるもの、危険性のあるもの、引火性のあるもの、著しく悪臭を発するものや廃棄物処理施設の管理または処分作業に支障をきたす恐れのあるものは、市では処理できません。購入した販売店などに引き取ってもらうか、専門業者に処理を依頼してください。